

洲本市立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

洲本市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状

2. 目標

3. 計画の期間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

5. 今後のフォローアップ

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「洲本市立学校職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

1箇月時間外在校時間	教職員数※ ¹	割合※ ²
80時間	26人 (小2中24)	8.6% (小1%中23.8%)
45時間	121人 (小53中68)	40.1% (小26.4%中67.3%)

※1 令和6年度において1月でも月80時間または45時間を超えたことがある教職員の実人数

※2 教職員302人に占める割合

一人あたり年間平均 時間外在校時間	教職員数	
	年間360時間超 (月平均30時間)	年間720時間超 (月平均60時間)
295時間1分 (月平均24時間35分)	86人 (小37中49)	12人 (小1中11)

時間外在校時間が80時間を超える割合は8.6%、45時間を超える割合が40.1%となっている。一人あたりの時間外在校時間については、月平均で30時間以内に収まっているものの、月平均30時間を超える教職員も3割近く、720時間を超える教職員もいる。特に中学校での割合が高くなっている。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

【短期目標】

- 1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合：100%

【長期目標】

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%
- 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
- 1年間時間外在校等時間：360時間以下

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、健康保持増進を図る。

ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備することで、質の高い教育を実現する。

- 年間^{※3}の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする

※3 前年度の1月～該当年度の12月までの期間

- ストレスチェックにおけるストレスが高いものの割合を5%以下とする

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 業務量の削減・業務の効率化

① 教職員の意識改革

- ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施
- 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施
 - ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
 - ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施
 - ・ノー部活デー：部活動の休業日を週2日以上実施
- 「業務改善プロジェクトチーム」の設置
 - ・全小中学校に設置し、業務改善の取組について協議する

②業務の整理とマネジメント「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

【学校以外が担うべき業務】

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各校区の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・放課後から夜間における学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校教護委員会などにおいて、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・学校施設の地域開放管理業務について、教育委員会においてシステムを構築する。
- 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度末で、全ての中学校部活動を終了する。

【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・スクールサポートスタッフを全小学校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員などの人材配置を拡充する。

③学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

○教育課程の見直し

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

○ICT活用による業務の効率化

- ・職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化を推進する。
- ・デジタル技術の活用により、校務を効率化する。

○環境整備

- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を早急に全校に設置する。
- ・PC内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓などを推進する。

④教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに

に、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 定期健康診断と併せてストレスチェックを実施し、集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 長期休業中に閉庁日を設けて、年次有給休暇の取得を促進する。

5 今後のフォローアップ

- ・ 定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・ HP や市広報への掲載、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知
- ・ 時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・ 様々な機会を捉えた各学校へ本計画の周知
- ・ 管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実